

(仮称) 生物多様性大阪戦略

Osaka City Biodiversity Strategy

〔たたき台〕

2018 年〇月

大阪市

はじめに

大阪市は、古墳時代には難波津が、海への玄関口として発展しました。大化の改新後には都が難波宮に移され、都が奈良に戻った後も、国際交流の窓口としての役割を担いました。そして、室町時代に現在の大阪城がある場所に、後の大坂本願寺（石山本願寺）が建築され、寺内町として栄え、現在の大阪の基盤が誕生しました。安土桃山時代には天下統一を成し遂げた豊臣秀吉が大坂城を築き、日本の政治・経済の中心地となりました。江戸時代には「天下の台所」と呼ばれ、経済、文化、学問の中心として重要な役割を果たしてきました。その後、明治維新、戦後の復興期、高度経済成長期を経て、日本を代表する経済の中心地、世界有数の大都市へと成長を遂げました。

一方で、都市化に伴い、私たちが身近に触れ合うことができる緑や水辺空間といった自然環境が減少してきました。例えば、大阪湾岸・淀川汽水域に広がっていた干潟、田畑は減少し、ため池や草地も姿を消していきました。しかし、ほぼ全域が市街化された今の大阪市にも、生き物の生息・生育空間となる大切な自然環境が残されています。また、近年の都市整備により、新たな生息・生育空間が創り出されている例も見られます。

世界に目を向けると、私たちの暮らしは、国内のみならず、世界各地から輸入する大量の食べ物や資源等に依存していますが、これらの生産国において森林伐採や生物の乱獲などの問題が生じています。

このような状況のなかで、本市では、生物多様性を保全し、私たちがその恵みを持続的に享受するため、「生物多様性大阪戦略」を策定しました。今後は、市民、民間事業者、環境NGO／NPO等の皆様と連携しながら、大阪市内はもとより、周辺地域や国内外にも目を向けて、生物多様性の保全と持続可能な利用に向けて取り組んでまいりますので、皆様方のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

目 次

第1章 生物多様性大阪戦略の策定にあたって	1
1. 生物多様性大阪戦略の位置付け	1
2. 生物多様性大阪戦略の計画期間	1
3. 生物多様性大阪戦略の目標	1
4. 生物多様性大阪戦略の取組みの対象区域	1
第2章 生物多様性とは	3
1. 生物多様性について	3
2. 生物多様性がもたらす4つの恵み	4
3. 生物多様性の4つの危機	5
4. 生物多様性を保全する意義	7
第3章 大阪市の生物多様性の現況について	-
1. 大阪市内の立地と自然環境	-
2. 大阪市内の生物相	-
3. 大阪市内の保全対象種	-
4. 大阪市内の生物多様性を保全する上で懸念のある外来種	-
5. 大阪市内の生物多様性ホットスポット	-
第4章 私たちの暮らしと生物多様性の関わりについて	-
1. 大阪の伝統文化と生物多様性とのつながり	-
2. 大阪市民の暮らしと生物多様性とのつながり	-
3. 大阪市内の生物多様性関連施設	-
4. 市民・環境NGO/NPO・民間事業者等の取組み・連携	-
5. 大阪市の生物多様性が抱える課題	-
第5章 目標達成に向けた取組み	8
基本戦略A 生物多様性の発見と行動の展開	9
基本戦略B 自然空間の保全・創造	15
基本戦略C 生物多様性に配慮した生産・消費への変革	21
基本戦略D 都市・地球環境問題に対する取組み	25
第6章 生物多様性大阪戦略の推進に向けて	31

【以降、今後調整】

第8章 資料編.....	-
1. 大阪の自然史について	-
2. 用語集	-
3. 市内生物多様性の現況調査結果.....	-
4. 国内外の動向	-
5. ○○○○	-

第1章 生物多様性大阪戦略の策定にあたって

1. 生物多様性大阪戦略の位置付け

生物多様性大阪戦略は、「生物多様性基本法」第13条に基づき、生物多様性国家戦略2012-2020を基本として定める生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画であり、市民、環境NGO/NPO、民間事業者、行政など、大阪に関わる様々な人々が、「めざすまちの姿」及び目標を共有し、その実現に向けて協働で取り組んでいくために策定するものです。

2. 生物多様性大阪戦略の計画期間

上位計画である生物多様性国家戦略2012-2020に合わせ、2050年の「めざすまちの姿」を展望しつつ、計画期間は2020年度までの3年間とします。

3. 生物多様性大阪戦略の目標

大阪市の「めざすまちの姿」の実現に向けて、2020年度までに取り組むべき目標を次のとおり設定します。

《2050年の大阪市の「めざすまちの姿」》

新たな価値の創造に向けた自然の持つ力の活用・情報発信の取組みと、生産・消費を通じた社会の変革に向けた取組みを、市民・環境NGO/NPO・民間事業者・行政等の参加と協働のもとで進め、これまで以上に生物多様性の恵みとつながる都市、すなわち「もっと生物多様性とつながるまち」をめざします。

《目標（2020年度まで）》

- ・「持続可能な開発目標（SDGs）」を踏まえた生物多様性の保全を目指します。
- ・生物多様性の保全のため、市民等と協働で行動します。
- ・生物多様性の意味を知っている市民の割合を50%以上にします。

市政モニターアンケート（生物多様性の認知度）

	2011年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	目標 (2020年度)
生物多様性の意味を知っている市民の割合	31.9%	31.6%	35.8%	46.1%	38.4%	50%

4. 生物多様性大阪戦略の取組みの対象区域

対象区域は大阪市全域とします。

《コラム〇》 持続可能な開発目標 Sustainable Development Goals (SDGs)

2015年9月にニューヨーク国連本部において、「国連持続可能な開発サミット」が開催され、150を超える加盟国首脳が参加し、2001年に策定された「ミレニアム開発目標 (MDGs)」の後継として、2016年から2030年までの国際目標である「我々の世界を変革する:持続可能な開発のためのアジェンダ2030 (2030アジェンダ)」が採択されました。

2030アジェンダは、貧困を撲滅し、持続可能な世界を実現するため、17の目標(ゴール)と169の指標(ターゲット)から成る「持続可能な開発目標 (SDGs)」を掲げています。SDGsは、発展途上国と先進国が取組む普遍的(ユニバーサル)なものであり、取組の過程において、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。

SDGsでは、目標14(海洋・海洋資源)、目標15(陸域生態系)において、生物多様性の保全に直接的に関わるゴールを取り上げています。更には、目標6(水と衛生)、目標7(エネルギー)、目標12(持続可能な消費と生産)、目標13(気候変動)等の生物多様性に密接に関連する目標を取り上げています。

SDGsは、生物多様性条約第10回締約国会議(2010年10月に愛知県名古屋市で開催)にて採択されました愛知目標の内容を一部含んでおり、SDGs開始を機に愛知目標達成に向けた取組みも更に加速されることが期待できます。



出典：国連HP

第2章 生物多様性とは


1. 生物多様性について

地球上には 3,000 万種ともいわれる様々な生き物が存在していると考えられています。生き物はそれぞれに個性があり、全てがつながりあって生きています。この生き物たちの豊かな「個性」と「つながり」を生物多様性といいます。

1992年にブラジルのリオデジャネイロで開催された地球サミットにおいて採択された生物多様性条約では、生物多様性は「すべての生物の間に違いがあること」と定義されています。また、生物多様性には、「生態系の多様性」、「種の多様性」、「遺伝子の多様性」という3つの多様性があるとされています。

【生態系の多様性】


「生態系の多様性」とは、干潟、サンゴ礁、自然林や里山林、人工林、湿原、大小の河川等、世界各地には様々な自然環境があつて、その環境に適応した様々な生態系が形成されていることをいいます。



写真

【種の多様性】

「種の多様性」とは、様々な種類の生き物が生息・生育していることをいいます。現在、地球上には知られているものだけで 175 万種類、未知のものを含めると 3,000 万種類もの生き物が存在していると考えられています。



写真

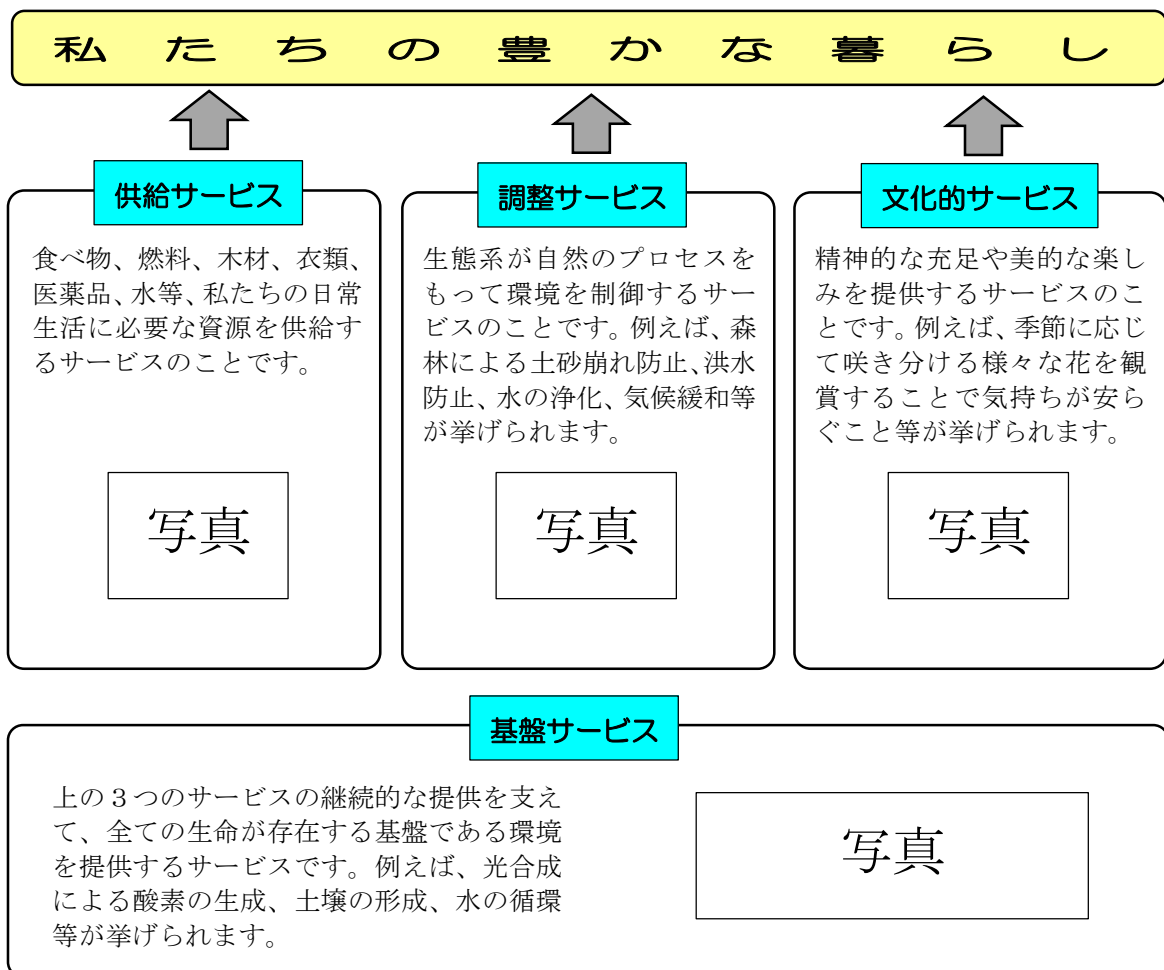
【遺伝子の多様性】

「遺伝子の多様性」とは、同じ種でも異なる遺伝子を持っているため、形や模様、生態等に多様な個性があることをいいます。例えば、テントウムシは個体により色々な斑紋をもつこと、ゲンジボタルは地域によって発光の周期が異なること等が挙げられます。



2. 生物多様性がもたらす4つの恵み

地球の生物多様性は、多様な生命の長い歴史の中で創り出されたかけがえのないものです。大都市・大阪市で過ごしていると、生物多様性の恩恵に気づきにくいですが、私たちの暮らしは、食べ物、水、空気等、生態系から得られる恵みに支えられています。これらの恵みは「生態系サービス」と呼ばれ、次の4つに分類されています。




3. 生物多様性の4つの危機

「生物多様性国家戦略 2012－2020」では、日本の生物多様性の危機を以下のとおり4つに分類しています。

【第1の危機（開発等人間活動による危機）】


山を切り開いたり、沿岸部を埋め立てたりすること等の自然を減少させるような人間の活動は、生き物の生息環境を破壊し、生態系へ大きな悪影響をもたらします。また、一部の生き物は乱獲等により個体数が減少しています。



写真

【第2の危機（自然に対する働きかけの縮小による危機）】

産業構造や資源利用の変化と、人口減少や高齢化に伴い、里地里山では自然に対する働きかけが少なくなりました。その結果、動植物相が変化し、生き物の多様性に影響が生じています。



写真

【第3の危機（人間により持ち込まれたものによる危機）】

外来種などを人が持ち込むことによる生態系への影響です。外来種は、その地域にもとからいた生き物を食べたり、生息・生育場所や食物を奪ったり、交雑して遺伝的な攪乱をもたらす等、地域固有の生態系を脅かしています。

写真

【第4の危機（地球環境の変化による危機）】

地球温暖化等、地球環境の変化による生物多様性への影響です。地球温暖化のほか、強い台風の発生頻度が増すことや降水量の変化等の気候変動、海洋の酸性化等の地球環境の変化は、生物多様性に深刻な影響を与える可能性があります。

写真


4. 生物多様性を保全する意義

大阪市では都市化に伴い、身近に触れ合うことができる緑や水辺空間といった自然環境が減少してきました。しかし、ほぼ全域が市街化された大阪市にも、緑地や川辺など生き物の生息・生育空間となる大切な自然環境があります。また、近年の都市整備によって新たな生息・生育空間が創り出されている例も見られます。

大阪市において、快適な都市環境を創造していくためには、こうした身近な自然を再認識し、守り、創り出し、活用していくことが大切です。

また、私たちのまちや暮らしは、自然や生き物の「つながり」の一部であり、その「つながり」は国内外へ広がっています。私たちの生活は、その「つながり」の中で様々な恩恵を受けることにより成り立っています。

私たちが、生物多様性の恩恵を将来にわたり受けることができる「持続可能な社会」をつくりあげていくためには、私たちのまちや暮らしと生物多様性のつながりを認識し、市民、民間事業者、環境NGO/NPO等とともに生物多様性の保全に取り組んでいくことが必要です。



写真

※ 3章・4章は専門的知見が必要なため、自然史博物館などにおいて作成中

第5章 目標達成に向けた取組み

第1章に記載の目標達成に向けて、4つの「基本戦略」を掲げます。また、この「基本戦略」の下に、基本的な「方針」を定め、さらに市民、環境NGO/NPO、民間事業者、行政等の様々な主体の取組みを「具体的施策」として位置付けます。

基本戦略A 生物多様性の発見と行動の展開
方針Ⅰ 生物多様性のスポットの発見
方針Ⅱ 身近な問題へとつなぐ仕掛けづくり
方針Ⅲ 環境教育・啓発
基本戦略B 自然空間の保全・創造
方針Ⅰ 生物多様性の保全
方針Ⅱ 生物多様性の拠点の創出
方針Ⅲ 広域連携の取組み
基本戦略C 生物多様性に配慮した生産・消費への変革
方針Ⅰ 暮らしと生物多様性の関わりの発信
方針Ⅱ 民間事業者の生物多様性の取組みの促進
方針Ⅲ 生物多様性に配慮した生活への変革
基本戦略D 都市・地球環境問題に対する取組み
方針Ⅰ 都市環境問題に対する取組み
方針Ⅱ 地球温暖化に対する取組み
方針Ⅲ 国際貢献

基本戦略A 生物多様性の発見と行動の展開

ねらい：身近な自然の発見をとおして、生物多様性に関する意識を高め、生物多様性などの問題を身近な問題として認識し、環境を守る行動へとつなげます。

方針Ⅰ 生物多様性のスポットの発見

自然豊かな場所をはじめ、自然や生き物に関わる文化等を「生物多様性スポット」として市民とともに発見していく取組みを進めます。

【具体的施策 No.01】

名 称	身近な「生物多様性スポット」を見つけよう
内 容	<p>大阪市内の身近な場所に存在する自然豊かな場所などを「生物多様性スポット」として市民とともに発見するため、環境 NGO/NPO 等と連携して、生き物・植物調査を実施するとともに、ホームページや広報紙等で市民等に取り組みへの参加を呼びかけます。</p> <p>【主な取組み】</p> <ul style="list-style-type: none">○生き物・植物調査の企画・実施○市内の学校園等における校内及び周辺での生き物・植物の観察・発見の企画・実施

方針Ⅱ 身近な問題へつなぐ仕掛けづくり

生物多様性を教育や都市の新しい魅力として活用するための仕掛けをつくり、生物多様性をはじめとする環境問題を身近なものとし、環境を守る行動へつなげていきます。

【具体的施策 No.02】

名 称	野外で自然とふれあえる機会を増やそう
内 容	<p>環境 NGO/NPO 等と連携して、大阪市内の自然環境（河川敷、都市公園、臨港緑地等）を活用した体験型環境学習講座や、生物多様性関連施設（p. 〇参照）の様々な機能を活用した体験型イベント等を実施するとともに、ホームページや広報紙等で市民等に幅広く参加を呼びかけます。</p> <p>【主な取組み】</p> <ul style="list-style-type: none">○花博記念公園鶴見緑地内の「自然体験観察園」を用いた環境学習講座の実施○生物多様性関連施設による各施設の特徴を活かした体験型イベント等の企画・実施

《コラム〇》 生物多様性関連施設のイベント

【具体的施策 No.03】

名 称	環境保全活動等に取り組む「大阪市エコボランティア」をしよう
内 容	<p>自然環境保全や生き物・植物に関して知識のある方や興味のある方に、ボランティアとして環境学習事業の運営に関わっていただくため、「大阪市エコボランティア」をホームページ等で幅広く募集します。</p> <p>【エコボランティアに関わっていただく主な取組み】</p> <ul style="list-style-type: none">○環境学習に関する講座及びイベント○自然体験観察園に関する事業○こどもエコクラブ事業○環境学習ネットワーク強化に関する取組み○その他環境保全に資する活動（生き物調査等）

【具体的施策 No.04】

名 称	上水道・下水道関連施設の見学等を通じて「水」に関する理解を深めよう
内 容	<p>上下水道の役割や「水」に対する関心と理解を深めていただくため、市内の上下水道各施設を見学するツアーを実施します。</p>

方針Ⅲ 環境教育・啓発

生物多様性に関する普及啓発活動・環境学習の実施、各施設で行うホームページ等による情報発信等、市民の生物多様性についての意識啓発を図ります。

【具体的施策 No.05】

名 称	環境活動推進施設（愛称「なにわECOスクエア」）を中心に環境学習事業を展開します
内 容	子どもから大人まで幅広い市民の環境問題への関心を呼び起こし、実際の環境問題と私たちの生活との関わりについて学び、家庭や学校、職場等のそれぞれの場において具体的な行動につなげていくため、環境 NGO/NPO 等と連携し、大阪市の環境活動推進施設（愛称「なにわECOスクエア」）を中心拠点として環境学習事業を展開します。

【具体的施策 No.06】

名 称	生物多様性に関する出前講座を実施します
内 容	学校園等で行われる環境学習会等へ講師を派遣し、生物多様性に関する出前講座を実施します。 【大阪市が実施する出前講座（例）】 ○「環境問題」に関するもの ○緑化や植物に関するもの ○生き物の生態や飼育係の仕事内容等に関するもの ○野生生物をとりまく環境などに関するもの

【具体的施策 No.07】

名 称	「おおさか環境科」を活用した環境教育を実施します
内 容	すべての大阪市立小・中学校において、副読本「おおさか環境科」を活用し、地球温暖化、生物多様性、ごみ減量、都市環境保全など、持続可能な社会づくりに向けて、主体的に考え実践する態度を育成する環境教育を実施します。

【具体的施策 No.08】

名 称	絵画などのコンクールを実施します
内 容	小学生が環境や身近な生き物、水道や水源環境等について積極的に考え、行動する気持ちを育てることを目的として、コンクールを実施するとともに、優秀な作品の作者を表彰し、作品をホームページや市関連施設等で幅広く紹介します。 【大阪市が実施するコンクール】 ○環境に関する「ポスターコンクール」を実施 ○水道や水源環境に関する「「水」の絵コンクール」を実施

【具体的施策 No.09】

名 称	環境イベントで生物多様性保全に関する普及啓発活動を実施しよう
内 容	市民の自然環境保全に対する意識や関心を高めるため、環境 NGO/NPO 等と連携して、「ECO 縁日」や「おおさか自然史フェスティバル」等の環境イベントに積極的に出展し、多くの市民に対して自ら普及啓発活動に取り組んでいただけるよう、呼びかけます。

【具体的施策 No.10】

名 称	環境教育・環境学習の指導者養成講座・研修を実施します
内 容	地域で活躍されている方々や教職員等を対象とした環境教育・環境学習の指導者養成講座・研修を実施します。

【具体的施策 No.11】

名 称	生物多様性保全に関するネットワークに参画します
内 容	生物多様性保全に関するネットワークに参画して、市民の生物多様性保全等に関する意識や関心を高めるような普及啓発活動を推進します。 【本市が参画するネットワーク】 ○大阪生物多様性保全ネットワーク ○おおさか環境ネットワーク ○おおさか生物多様性施設連絡会 ○大阪湾見守りネット

《コラム〇》 大阪生物多様性保全ネットワーク

【具体的施策 No.12】

名 称	生き物・植物調査の結果を活用します
内 容	生き物・植物調査の結果について、イベントでの展示や学習会での発表を行い、本市の特設ポータルサイト「なにわエコスタイル」等に掲載する等、市民等に対して幅広く紹介します。 調査結果のうち、学術的に貴重なものについては、必要に応じて学識経験者等と連携し、学術発表を行います。

【具体的施策 No.13】

名 称	生物多様性に関する資料・標本を収集し、普及啓発のために活用します
内 容	生物多様性に関する資料や標本を収集し、長期継承的な保存体制を確立するほか、地域の自然環境の姿や成り立ち等を明らかにするため、必要な調査研究を実施します。 また、資料や標本、調査研究結果を市民等に分かりやすい形で展示します。

基本戦略 B 自然空間の保全・創造

ねらい：市域での自然空間を保全・創造するとともに、広域的視点を持った取組みを進めます。

方針 I 生物多様性の保全

野鳥園臨港緑地（もと南港野鳥園）や淀川をはじめとする市内の貴重な自然環境の保全や、外来種対策等に取り組みます。

【具体的施策 No.14】

名 称	生物多様性ホットスポットを保全しよう
内 容	<p>希少な生き物・植物の生息・生育地等となっている生物多様性ホットスポットを保全するため、環境 NGO/NPO、市民、民間事業者等と連携して、清掃や草刈り等の環境保全活動、オオクチバス等の外来種の防除等に取り組みます。</p> <p>【市内の生物多様性ホットスポット（大阪府レッドリスト 2014）】</p> <ul style="list-style-type: none">○淀川ワンド群○淀川汽水域○野鳥園臨港緑地（もと南港野鳥園）・夢洲○上町台地○大和川堤防

《コラム〇》 野鳥園臨港緑地

【具体的施策 No.15】

名 称	生態系ネットワークの拠点となりうる貴重な自然環境を保全しよう
内 容	<p>大阪市内には貴重な自然環境が残されており、生態系ネットワークを形成する上での拠点となりうるため、行政、環境 NGO/NPO、市民、民間事業者等が連携して、みどりや水辺の自然環境を保全します。</p> <p>【貴重な自然環境】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○大規模な市営公園 <ul style="list-style-type: none"> ・広域公園：花博記念公園鶴見緑地 ・総合公園：毛馬桜之宮公園、靱公園、八幡屋公園、千島公園、中島公園、城北公園、南港中央公園 ・運動公園：長居公園 ・風致公園：中之島公園、矢倉緑地 ・動植物園：天王寺公園 ・歴史公園：大阪城公園、難波宮跡公園 ○寺社仏閣 <ul style="list-style-type: none"> ・今宮戎神社、大阪天満宮、住吉大社、お初天神、生國魂神社、杭全神社、大阪護国神社、四天王寺など ○保全配慮地区・特別緑地保全地区 <ul style="list-style-type: none"> ・保全配慮地区：夕陽丘・生玉保全配慮地区、天王寺保全配慮地区、杭全地区、聖天山地区 ・特別緑地保全地区：加賀屋新田会所跡 ○斎場霊園 <ul style="list-style-type: none"> ・瓜破霊園

【具体的施策 No.16】

名 称	希少種の保護対策を推進しよう
内 容	<p>大阪市内で生息・生育が確認されているイタセンパラ、ヒヌマイトトンボ等の希少生物や、カンサイタンボボ、ワンドスゲ等の希少植物について、行政、学識経験者、環境 NGO/NPO、市民、民間事業者等が連携して、生息域周辺の環境保全活動や外来種の防除に取り組むとともに、学術的調査研究を進めます。</p> <p>また、調査結果については、市民等にわかりやすい形に取りまとめた上、ホームページ等に掲載するとともに、イベントや学習会等で発表します。さらに、学術的に貴重なものについては、学識経験者等と連携しながら学術発表を行います。</p>

【具体的施策 No.17】

名 称	国内外の希少な動物の生息域外保全を推進します
内 容	<p>動物園水族館協会や植物園協会と連携し、国内外の希少種保護プログラムに取り組む等、希少な野生動物の生息域外保全や貴重・希少な植物品種の保存に取り組みます。</p>

【具体的施策 No.18】

名 称	外来種の侵入・拡散防止に取り組めます
内 容	<p>大阪市内の在来種を保全する上で懸念される外来生物の侵入・拡散を防止するため、行政、環境 NGO/NPO、民間事業者等が連携して、情報発信や出前講座の実施等により、生き物の正しい飼い方や外来生物の現状等の正しい知識の普及に取り組めます。</p> <p>【大阪市に生存が確認されている外来生物】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○セアカゴケグモ、アライグマ、ヌートリア、アルゼンチンアリ など

方針Ⅱ 生物多様性の拠点の創出

市民等と連携して、生物多様性の拠点となる自然環境の整備を進めます。

【具体的施策 No.19】

名 称	緑化重点地区において緑化を推進します
内 容	<p>大阪市の緑化重点地区である以下の6地区において、重点的に緑化を推進します。</p> <p>【緑化重点地区】</p> 

【具体的施策 No.20】

名 称	事業所や家庭などで緑化を推進しよう
内 容	<p>事業所や家庭などで、緑化を推進するための独自の取組みを進めるよう働きかけます。</p> <p>【大阪市の主な取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○面積 500m²以上の敷地で建築物の新築等をしようとする建築主に対して、大阪市みどりのまちづくり条例および建築物に付属する緑化等に関する指導要綱に基づき敷地面積の 3%以上の緑地を接道部に確保するよう指導します。 ○生産緑地法に規定する農地に対して、都市計画運用方針（国道交通省策定）などに基づき、適正な保全を図ります。 ○大阪市関連施設において、緑化を推進します。 <ul style="list-style-type: none"> ・庁舎・事務所（市庁舎、区役所、消防署、公園所、公園事務所等） ・学校園（幼稚園、小学校、中学校、高等学校） ・市営住宅 ・教育・文化・スポーツ施設（図書館、博物館、美術館、スポーツセンター、プール等） ・流通産業施設（見本市会場、小売市場民営活性化事業施設） ・上下水道関係施設 ・社会福祉・保健施設（保育所、老人福祉センター、障がい者福祉施設等） <p style="text-align: right;">など</p>

《コラム〇》 市役所屋上緑化

【具体的施策 No.21】

名 称	「おおさか生物多様性パートナー協定制度」を活用した民間事業者の生物多様性保全活動を支援します
内 容	大阪府は「おおさか生物多様性パートナー協定制度」を活用し、府内の民間事業者の生物多様性保全活動を推進しています。市内の民間事業者の自主的な生物多様性保全活動の促進に向けて、府市連携して制度のPR等に取り組みます。

《コラム〇》 なんばパークス、新・里山

方針Ⅲ 広域連携の取組み

大阪市の自然は、生駒山、淀川、大阪湾等の自然の「つながり」の中にあることを踏まえ、こうした自然との連携・ネットワーク化等を考慮した広域連携の取組みを進めます。

【具体的施策 No.22】

名 称	大阪湾再生行動計画に基づく大阪湾水質改善に向けた再生プロジェクトを展開します	
内 容	大阪湾再生行動計画に基づき、大阪湾の水質環境改善に向けた再生プロジェクトを展開します。特に、アピールポイントに設定されている市内の4か所において、水質の改善や生物多様性に配慮した整備、普及啓発等に取り組みます。	
	市内のアピールポイント	「主 な 施 策」
	矢倉緑地	・普及啓発の推進
	舞洲～夢洲、新島、咲洲	・生物多様性に配慮した緩傾斜護岸の整備（新島）
	OBP 周辺（寝屋川水系）	・「寝屋川流域水環境改善計画」に基づいた施策の推進
道頓堀川	・水質浄化対策の推進	

《コラム〇》 大阪湾沖における緩傾斜護岸の整備

【具体的施策 No.23】

名 称	河川、道路に沿ってみどりをつなげていきます
内 容	都市の骨格を形成する河川、道路は、大規模公園等の生態系の各拠点を結んでおり、生態系ネットワークの拡大に大きく寄与するため、行政、市民、民間事業者等が連携して、緑化の推進に努めます。

【具体的施策 No.24】

名 称	広域的な生態系ネットワークの形成に向けた広域的な取組みを実施します
内 容	国、関西広域連合、府、周辺市、環境 NGO/NPO 等との連携を強化しながら、市内の生物保全活動を推進するとともに、関西広域連合の構成団体として、広域的な生物多様性保全活動に取り組みます。

基本戦略C 生物多様性に配慮した生産・消費への変革

ねらい：一大消費地としてのポテンシャルを活かし、他地域の生物多様性に好影響を与える生産・消費へと変えていきます。

方針I 暮らしと生物多様性の関わりの発信

日常生活の中から消費を見直していくことをめざし、「なにわ伝統野菜」を用いた「食育」などに取り組みます。

【具体的施策 No.25】

名称	食育に関する普及啓発を進めます
内容	生物多様性の恵みである食を持続的に利用し、持続可能な暮らしを次世代に引き継ぐため、行政、環境 NGO/NPO、民間事業者等が連携して、食育に関する普及啓発活動を進めます。

【具体的施策 No.26】

名称	なにわ伝統野菜など地元の産物をPRしよう
内容	大阪市内を中心に生産されている「なにわ伝統野菜」を認知してもらうため、行政、生産者、民間事業者等が連携して、各主体のホームページやチラシ等によるPRを進めます。 また、生物多様性を保全する上での地産地消の重要性を理解してもらうため、「なにわ伝統野菜」等を取り上げた環境学習を実施します。

《コラム》 なにわ伝統野菜

方針Ⅱ 民間事業者の生物多様性の取組みの促進

民間事業者の事業活動は、生産・消費を通じて生物多様性の保全等において大きな役割を担っていることから、民間事業者の生物多様性に対する意識の向上を図り、自主的な取組みを促進します。

【具体的施策 No.27】

名 称	遺伝子組換え生物等の使用等による生物多様性への悪影響、遺伝資源へのアクセスと利益配分（ABS）に関する普及啓発を進めよう
内 容	市内の民間事業者等に対して、遺伝子組換え生物などの使用による生物の多様性への悪影響、遺伝資源へのアクセスと利益配分（ABS）に関する認知度を高めるため、国等と連携し、情報発信などに取り組みます。

【具体的施策 No.28】

名 称	民間事業者を対象とした「生物多様性民間参画ガイドライン」に沿った生物多様性保全に関する自主的な取組みを進めよう
内 容	市内の民間事業者に対して、環境省「生物多様性民間参画ガイドライン ～事業者が自主的に生物多様性の保全と持続可能な利用に取り組むため～」等に沿った生物多様性保全の自主的な取組みを促進するため、国等と連携し、情報発信などに取り組みます。

【具体的施策 No.29】

名 称	生物多様性に配慮した木材調達を進めよう
内 容	市内の民間事業者に対して、生物多様性に配慮して生産された木材の調達を促進するため、行政、環境 NGO/NPO 等が連携して、ホームページ等での情報発信等の普及啓発活動を推進します。

方針Ⅲ 生物多様性に配慮した生活への変革

他地域の生物多様性に好影響を与える生産・消費の波及をめざし、生物多様性に配慮した製品表示についての情報発信、大阪市役所などの調達における生物多様性に配慮した製品の利用の推進などに取り組みます。

【具体的施策 No.30】

名 称	食品ロスの削減に向けた普及啓発を進めます
内 容	市民や食品関連事業者等に対して、食べられるのに廃棄されている食品、いわゆる「食品ロス」の削減に向けた普及啓発を進めます。

【具体的施策 No.31】

名 称	「賢い消費者（スマートコンシューマー）」への変革を促します
内 容	市民や民間事業者等に生物多様性に配慮した「賢い消費者（スマートコンシューマー）」として行動していただくため、生物多様性に配慮した製品であることを証明する環境認証制度をホームページ等で紹介すること等により、生物多様性に配慮した製品を消費者に選択していただけるよう、意識向上を図ります。

【具体的施策 No.32】

名 称	グリーン購入を推進します
内 容	生産、使用、廃棄までのライフサイクルにおける環境への負荷ができる限り少ない物品を選択して購入するグリーン購入を推進します。

【具体的施策 No.33】

名 称	木材利用を推進します
内 容	公共建築物等での木材利用を図るとともに、木と触れ合い木の良さを実感できる機会を幅広く提供することにより、木材利用の拡大を推進します。

《コラム〇》 生物多様性保全に貢献している認証制度

基本戦略 D 都市・地球環境問題に対する取組み

ねらい：大都市・大阪市の生物多様性の保全を推進するため、ヒートアイランド現象や環境汚染などの都市環境問題に取り組むとともに、市民の消費活動を支えている世界中の生物多様性に影響を与える地球温暖化に対しても、取組みを進めます。

方針 I 都市環境問題に対する取組み

大阪市では、昭和 40 年代には大気汚染、水質汚濁といった公害問題が生じていましたが、現在は、著しく改善されています。しかし、近年、大阪市等の大都市を中心に、ヒートアイランド現象など、新しい都市環境問題が発生しており、市内の貴重な生き物や自然環境への影響が懸念されております。市内の生物多様性を保全するため、これらの問題に取り組めます。

【具体的施策 No.34】

名 称	ヒートアイランド対策を推進しよう	
内 容	平成 26 年度に大阪府・大阪市が協力して取りまとめた「おおさかヒートアイランド対策推進計画」に基づき、ヒートアイランド対策の取組みを進めます。	
	取 組 み	具 体 的 な 内 容 (例)
	人工排熱の低減	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建物の断熱化、設備・機器等の省エネ・省 CO2 化及び運用改善 ・ エコカーの普及促進、エコドライブの実施 ・ エネルギーの見える化による省エネ意識の向上、環境家計簿の普及促進
	建物表面・地表面の高 温化抑制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建物表面の高反射化、緑化、太陽光パネル等による蓄熱の低減 ・ 建物の環境配慮制度による対策の推進 ・ 道路や駐車場への透水性・保水性舗装の施工、駐車場舗装面の高反射化・緑化の促進 ・ 大阪ヒートアイランド対策技術コンソーシアム（大阪 HITEC）によるヒートアイランド対策技術の開発・普及の促進
	都市形態の改善	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共空間、民有地での緑化の促進 ・ 都市公園や大規模緑地の整備及び適切な維持管理、校園庭の芝生化 ・ 風通しに配慮したまちづくりの推進
適応策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適応策として効果のある緑化手法の検討及び普及 ・ クールスポットの創出及びネットワーク化 ・ マップや HP 等を活用した身近なクールスポットの周知と活用 ・ 緑のカーテン&カーペットづくりの推進 ・ 打ち水の普及促進 	

【具体的施策 No.35】

名 称	大阪市内の水環境を監視します
内 容	<p>水は地球上の多くの生命にとって欠かせないもので、生物多様性の重要な基盤の一つであることから、大阪市内の水質を監視します。</p> <p>【モニタリング事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○公共用水域における水質・ダイオキシン類の監視 ○夢洲・新島地区の廃棄物などの処分場周辺における水質・底質の監視 ○水道水及び水道水源における水質の監視 ○市内事業所の排水に対する定期的な調査 ○調査研究（環境中へ排出された化学物質による汚染実態調査や、未規制化学物質の分析手法開発等）の推進

【具体的施策 No.36】

名 称	環境影響評価の手続き段階において適切な環境配慮を促進します
内 容	環境影響評価の各手続き段階において、「生物多様性の確保及び自然環境の保全」と「人と自然とのふれあい」など適切な環境配慮を事業者に促します。

【具体的施策 No.37】

名 称	川や海の水質・水辺環境の改善に努めよう
内 容	<p>大阪市内の川や海の水質・水辺環境をきれいにするため、行政、環境 NGO/NPO、市民、民間事業者等が連携して、さまざまな取組を推進します。</p> <p>【主な取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○合流式下水道の改善：雨水と家庭や事業場から排出される汚水を同じ下水管に集めて流す合流式下水道では、雨の強さが一定の水準を超えると、雨水の汚れの一部やごみ等が河川などに直接放流され、水質汚濁の原因のひとつになっているため、降雨初期の汚れた雨水を一時的に貯留し、晴天時に下水処理場で浄化する雨水滞水池の建設や、下水処理場において雨天時に処理する水量を増大させる処理法の導入を進めます。 ○下水の高度処理施設の整備：市内河川の汚れの原因や大阪湾の赤潮発生の原因となるリンや窒素、有機物など（BOD）をできるかぎり除去するため、既存の水処理施設の改築にあわせて、高度処理施設の整備を進めます。 ○水質総量削減に向けた取組み：大阪湾の水質を改善するため、瀬戸内海を対象とした第7次総量削減計画に基づき、大阪府、関係団体等と連携して、COD、窒素含有物、リン含有物のそれぞれについて、生活排水、産業排水、その他の発生源別の削減目標値を達成するための取組みを推進します。 ○港湾・河川の水質を改善するため、川底・運河の底に堆積している土砂やヘドロの除去作業等に取組みます。

【具体的施策 No.38】

名 称	まちの美化活動を推進しよう
内 容	<p>清潔で美しいまちづくりを推進するため、行政、環境 NGO/NPO、市民、民間事業者等が連携して、街中や道路等の清掃や、不法投棄ごみの処理など、まちの美化活動を推進します。</p> <p>【主な取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市民や民間事業者等と連携した道路や公園等の清掃活動の実施 ○「まち美化パートナー制度」を活用した、大阪市と覚書を交わしたボランティア団体による定期的な清掃、美化啓発活動の実施 ○門前清掃の実施及び各種団体等への一斉清掃の取組みを促進

方針Ⅱ 地球温暖化に対する取組み

地球温暖化に代表される気候変動は、桜の開花日の早期化やクマゼミの増加など、大阪市の生物多様性にも少なからず影響を与えていると言われています。今後、地球温暖化が進み、例えば地球の平均気温が4℃上昇した場合、動植物の40%以上の種が絶滅する恐れがあると報告されており、大阪市内の生物多様性も大きく変わってしまうかもしれません。そのような事態を回避するため、地球温暖化対策に取り組みます。

【具体的施策 No.39】

名称	大阪市内から排出される温室効果ガスの削減に向けた取組みを進めます		
内容	「大阪市地球温暖化対策実行計画〔区域施策編〕」に基づき、市民、事業者等と連携し、大阪市内から排出される温室効果ガスの削減に向けた取組みを進めます。		
	施策	主な取組み	
	目標の達成に向けた施策（二〇二〇年度）	(1)再生可能エネルギーの利用の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電の導入促進、太陽熱利用の促進 ・地中熱、下水熱の活用の検討 など
		(2)市民・事業者の省エネルギー・省CO ₂ 等の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物における対策の推進 ・事業所における省エネルギー・省CO₂の推進 など
		(3)地域環境の整備の促進（交通・物流対策、緑化、低炭素型の都市づくり）	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通機関の整備拡充、利用促進 ・緑化の推進 など
		(4)循環型社会の形成	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物対策の推進 など
		(5)市民、事業者などの参加と協働、連携	<ul style="list-style-type: none"> ・様々な主体とのパートナーシップ ・低炭素なエネルギーの選択 ・環境教育の推進 など
	中長期を見据えた施策（二〇三〇年度）	(1)都市計画によるまちづくりとの連携	
		(2)エネルギー面的利用の推進（新しいエネルギーシステム）	
		(3)地下水を活用した地中熱の導入を促進する仕組みづくり（新しいエネルギーシステム）	
		(4)水素利用の促進に向けた方策の検討	
		(5)エネルギーの安定的活用の促進	
		(6)都市型バイオマスの活用	
(7)都市間協力によるアジア諸都市等での低炭素都市形成支援			

【具体的施策 No.40】

名 称	大阪市役所における温室効果ガス排出の削減に向けた取組みを推進します		
内 容	<p>大阪市における温室効果ガスの排出削減を、事業所としての大阪市役所が率先して進めるため、「大阪市地球温暖化対策実行計画〔事務事業編〕」に基づき、大阪市役所の事務事業に伴い発生する温室効果ガスの削減に取り組みます。</p>		
	基本方針	主な取組み	
	公共施設における低炭素化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・LED 照明など高効率な省エネ機器への更新 ・ESCO 事業の実施 ・太陽光発電の導入 ・日常的な施設・設備の運用改善 など 	
	ごみの減量・リサイクルの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ焼却量の減量化 など 	
	職員による環境マネジメントの強化	<ul style="list-style-type: none"> ・不要照明の消灯 ・冷暖房負荷の低減 ・設備の運転方法の見直し など 	
未利用エネルギーの有効活用の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・消化ガス発電、小水力発電、ごみ焼却熱による発電 		

方針Ⅲ 国際貢献

世界中の生物多様性の恵みに支えられている私たちにとって、地球温暖化や環境破壊等によって世界各地において生態系が失われつつあることは非常に大きな問題であると言えます。この大きな問題に取り組むにあたっては、大阪市内だけでなく、日本国内、さらには全世界に目を向ける必要があると言えます。大阪市では、発展途上国における温室効果ガス削減等の環境保全に資する取組を推進するため、民間企業、関係団体等と連携しながら、以下の具体的施策に取り組みます。

【具体的施策 No.41】

名 称	都市間協力によるアジア諸都市等への低炭素都市形成支援を推進します
内 容	平成 28 年 9 月に調印した「ホーチミン市低炭素都市形成の実現に向けたホーチミン市—大阪市の協力関係に関する覚書」に基づき、「ホーチミン市気候変動対策実行計画(2016 年—2020 年)」の進捗管理のための人材育成や官民連携プロジェクトの創出などを通じて、官民連携により、ホーチミン市の低炭素化の推進に貢献します。 また、民間事業者の海外進出や大阪・関西経済の活性化を図るために立ち上げた産学官による「Team Osaka ネットワーク」の活動を通じて、ホーチミン市をはじめ、アジア諸都市等において、二国間クレジット制度(JCM)等を活用したプロジェクトを創出する取組を推進します。

《コラムO》 ホーチミンシティにおける主な取組

【具体的施策 No.42】

名 称	国連環境計画（UNEP）国連環境技術センター（IETC）への協力・支援を推進します
内 容	本市は、平成4年に国連環境計画（UNEP）国連環境技術センター（IETC）を花博記念公園鶴見緑地内に誘致し、廃棄物管理を主要な活動分野として、発展途上国を中心に、環境上適正な技術（EST）の普及促進に取り組んでいるUNEP・IETCに協力・支援しています。 今後も、UNEP・IETCと連携し、環境分野における国際交流を推進することにより、開発途上国の環境問題の解決に取り組めます。

【具体的施策 No.43】

名 称	水・環境技術の海外展開を推進します
内 容	（公社）関西経済連合会、大阪商工会議所などととも「大阪 水・環境ソリューション機構（OWESA）」を設立し、上水道、下水道、廃棄物処理など水・環境分野において、官民連携による海外展開の取組みを進めています。これまで、ベトナムやミャンマーなどにおいて、水・環境に関する調査・実証事業等を実施しています。 今後も引き続き、将来の事業化等に向けた取組みを進めます。

【具体的施策 No.44】

名 称	国際的な機関に参加し、生物多様性保全、希少動物の保護等の取組みを推進します
内 容	国際自然保護連合（IUCN）の種の保存委員会（SSC）や世界動物園水族館協会（WAZA）に参加し、生物多様性保全、種の保存など各種保全プログラムを推進します。

第6章 生物多様性大阪戦略の推進に向けて

大阪の将来像である「もっと生物多様性につながるまち」を実現し、生物多様性の恩恵を将来にわたり受けることができる「持続可能な社会」の実現を遂げるためには、市民、環境NGO/NPO、民間事業者、学識経験者等との協働により、この生物多様性大阪戦略を推進することが重要です。

このため、既存の環境ネットワークを活用しながら、それぞれのつながりの強化・拡大に努めます。

また、生物多様性大阪戦略の推進に関する進捗状況については、毎年取りまとめた上で、大阪市環境審議会に報告を行います。

《環境NGO/NPOの役割》

- ・地域の環境保全のための活動の実践
- ・市民等への行動促進のための環境教育・環境学習や環境啓発の実践
- ・多様な社会サービスの提供
- ・地域社会の活性化への貢献
- ・市が実施する施策への協力

《民間事業者の役割》

- ・生物多様性に配慮した環境にやさしい企業経営の実践
- ・生物多様性に配慮した製品・技術の開発、サービスの提供
- ・地域の環境保全活動への参加・協力
- ・従業員への教育
- ・市が実施する施策への協力

